

(別添)

## 令和6年度肺内石綿繊維計測精度管理等業務仕様書

### 1. 件名

令和6年度肺内石綿繊維計測精度管理等業務

### 2. 業務の目的

石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺内の石綿繊維の本数が判定基準の一つとなっているが、計測可能な施設・専門家が少なく、また検体の計測に手間がかかる状況であった。そのため、平成25年度より透過型電子顕微鏡等の設備の整備や肺内石綿繊維を迅速かつ正確に計測するための作業手順書の作成、肺内石綿繊維計測に従事する人材の育成を実施してきた結果、新規育成に取り組んできた人材については、精度の高い技術をほぼ習得することができていると評価されたところである。

しかしながら、計測技術を維持するには、一定期間ごとに各計測機関における計測結果について目合わせを行い、計測誤差を修正していく必要があるため、この度実施することとしたい。

### 3. 業務の内容

#### (1) 石綿繊維計測精度管理業務

現在救済制度において肺内石綿繊維計測を実施している計測機関（JFEテクノロジー株式会社及び帝人エコ・サイエンス株式会社）が過去に肺内石綿繊維計測を実施した案件（各機関1案件を想定）を改めて計測し直し、計測結果に誤差が生じていないか確認を行う。その上で検討会を2回程度開催し、有識者（3名程度を想定。）を交え計測結果の誤差について検討し、目合わせを行うこと。なお、有識者については環境省担当官と協議の上決定する。

各計測機関及び有識者が参加する検討会を2回程度開催すること。検討会は原則Web開催とし、各検討会の出席者に承諾書（様式は任意とする。）を取得すること。出席者との日程調整を行いながら、環境省担当官と協議の上、開催日を決定すること。開催に当たっては開催日の2週間前までに通知を送付（電子媒体を想定。）し、出欠の確認を行った上、環境省担当官に報告すること。また、連絡が遅延する出席者に対する回答を促すなどして日程調整・出欠確認を行うこと。検討会資料（A4、20ページ程度）については、環境省担当官と調整した上で、開催日の1週間前までに電子媒体により出席者へ送付すること。運営に当たっては、必要な一切の事務を行うこと。なお、検討会への出席謝金は、1名1日当たり17,800円を支給するものとする。

## (2) 結果の取りまとめ

結果の取りまとめに当たり、有識者に原稿執筆を依頼する場合は、400字詰め原稿用紙1枚当たり2,000円の原稿執筆謝金を支給するものとする。

(原則、10枚程度を依頼するものと想定。)

## (3) その他

(1)における肺内石綿繊維再計測の実施場所は、環境省が所有する透過型電子顕微鏡等の機材を設置している独立行政法人労働者健康安全機構アスベスト疾患研究・研修センターとし、請負者の勤務先から同センターまでの旅費は、請負者の負担とする。なお、請負者が同センターで業務を行うための同センターの手続は環境省が行う。

(参考) 主な機材

- ・透過型電子顕微鏡 (日本電子 JEM2100)
- ・EDS (日本電子 EX-24241M1G4T)
- ・真空蒸着装置 (日本電子 JEE-420)
- ・低温灰化装置 (ヤマト科学 プラズマリアクターPR300)

## 4. 業務履行期限

令和7年3月31日(月)まで

## 5. 成果物

- (1) 紙媒体：報告書(※) 80部(A4、50頁程度、製本すること)
  - (2) 電子媒体：報告書等の電子データを収納したDVD-R等 10枚(セット)
  - (3) 提出場所：環境省大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室
- ※ 報告書等の仕様については、別添によること。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に

留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00095.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)

- (5) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて過年度の「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室 平野  
(TEL:03-5521-6552)

- (6) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の

了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://data.e-gov.go.jp/info/ja>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

#### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。